

(平成24年6月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和63年12月から平成元年9月までは11万8,000円、同年10月から同年12月までは12万6,000円、2年1月から同年3月までは11万円、同年4月から同年9月までは16万円、同年10月から3年3月までは17万円、同年4月から6年7月までは20万円、同年8月から同年10月までは22万円、同年11月から8年9月までは20万円、同年10月から13年8月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年12月1日から平成13年9月1日まで
ねんきん定期便によると、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額より低くなっていることが分かった。全てではないが申立期間の給料明細書を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成元年10月及び同年12月は12万6,000円、2年1月は11万円、同年4月、同年5月及び同年7月は16万円、同年10月及び同年11月は17万円、

3年4月から同年8月まで、同年10月、同年12月、4年2月、同年3月、同年5月、同年6月、同年8月、同年11月、5年2月、同年6月及び同年10月は20万円、6年8月は22万円、同年12月、7年1月、同年4月、同年9月、8年4月、同年7月及び同年8月は20万円、9年8月、同年9月、10年1月、同年2年、同年6月、同年7月、同年9月、同年11月、同年12月、11年2月、同年3月、同年5月、同年7月から同年10月まで、12年4月、同年7月から同年10月までの期間及び13年2月から同年4月までの期間は19万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、申立人が給料明細書を所持していないものの、前後の期間に係る給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額が同額である期間については、申立人は、当該期間において、前後の期間と同額の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが推認できる。したがって、当該期間の標準報酬月額については、平成元年11月は12万6,000円、2年6月は16万円、3年9月、同年11月、4年1月、同年4月、同年7月、同年9月、同年10月、5年3月から同年5月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間は20万円、6年9月及び同年10月は22万円、同年11月、7年2月、同年3月、同年5月から同年8月まで、同年10月から8年3月まで、同年5月、同年6月及び同年9月は20万円、同年10月から9年7月まで、同年10月から同年12月まで、10年3月から同年5月まで、同年8月、同年10月、11年1月、同年4月、同年6月、同年11月から12年3月まで、同年5月、同年6月及び同年11月から13年1月までの期間は19万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、申立人が給料明細書を所持しておらず、前後の期間に係る給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額が相違する期間については、申立人及び元同僚から提出された給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除の状況から判断して、申立人は、当該期間において、少なくとも前後の月のうち、低額な月と同額の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが推認できる。したがって、当該期間の標準報酬月額については、平成2年2月及び同年3月は11万円、同年8月及び同年9月は16万円、同年12月から3年3月までは17万円、4年12月、5年1月及び同年11月から6年7月までの期間は20万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成13年5月から被保険者資格を喪失した前月（平成13年8月）までの期間については、元同僚から提出された給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除の状況から判断して、申立人は、当該期間において、少なくとも直前の同年4月と同額の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが推認できる。したがって、当該期間の標準報酬月額については、19万円とすることが妥当である。

3 申立期間のうち、申立人がA社において被保険者資格を取得した月（昭和

63年12月)から平成元年9月までの期間については、申立人は、当該期間に係る給料明細書を所持していないものの、当該資格取得月の前月(昭和63年11月)の給料明細書を所持しているところ、当該給料明細書によると、申立人が同社において被保険者資格を取得した際に届け出られた標準報酬月額より高額な給与が支払われていることが確認できる。

また、A社の元事業主は、「実際の給与支給額より低額で届け出たかは分からないが、保険料は、資格取得時から一定額を控除していた。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年12月から平成元年9月までの期間において、少なくとも直前の昭和63年11月と同額の給与が支給され、かつ、直後の平成元年10月と同額の厚生年金保険料を給与から控除されていたものと考えられる。したがって、当該期間の標準報酬月額については、11万8,000円とすることが妥当である。

- 4 申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は、「当時の資料は保管しておらず、届出及び保険料納付については不明である。」旨回答しているものの、申立人が所持する給料明細書等により確認又は推認できる報酬月額若しくは保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主が社会保険事務所(当時)の記録どおりの報酬月額を届け出ており、その結果、社会保険事務所は、上述のとおり認定した申立人に係る標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和44年12月16日から45年2月15日までの期間について、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、44年12月16日であると認められることから、当該期間の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、6万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月16日から45年2月15日まで
② 昭和46年10月1日から47年3月1日まで

A社本社から同社B支店へ異動した申立期間①当時の被保険者記録が空白になっている。同社には申立期間①も継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②の標準報酬月額が8万円と記録されており、それまでの9万2,000円より下がっているが、当時の日本の経済状況及び会社の業績等から考えて給与額の減少は考えられないので、調査の上、申立期間②の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録、A社から提出された人事記録及び同僚の陳述により、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人のA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、扶養開始年月日は、申立期間の始期に近い昭和44年12月15日と記録されているにもかかわらず、被保険者資格の取得日は、それより後の45年2月15日と記録されており、不自然な記録となっていることから、社会保険事務所（当時）の申立人に係る年金記録の管理が不適切であったことがうかがえる。

さらに、申立人と同時期にA社本社から同社B支店へ異動した同僚の同社B

支店に係る前述の被保険者原票を見ると、当初、申立人と同じ昭和45年2月15日と記録されていた被保険者資格の取得日が、後日、扶養開始年月日と同日の44年12月15日に訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和44年12月16日であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②については、A社は、当時の関連資料を保管していないと回答しており、申立人も給与明細書を保管していないことから、申立人の当該期間における保険料控除額及び給与額について確認できない。

また、申立人は、「当時の日本の経済状況及び会社の業績等から考えて給与額の減少は考えられない。」と主張しているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同年代の被保険者46人のうち17人が、申立人と同様に昭和46年10月から標準報酬月額が下がっていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが不自然に推移しているという状況は見られない。

さらに、前述の昭和46年10月から標準報酬月額が下がっている複数の者に照会し14人から回答を得たが、当時の給与明細書を保管している者はおらず、これらの者から当時の保険料控除等の状況を確認することもできなかった。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は見当たらない。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和52年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月21日から同年3月1日まで
C社D支社からA社に異動した時期である申立期間の厚生年金保険被保険者の記録が、空白となっている。

当該両社は関連会社であり、両社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された辞令簿、E健康保険組合の記録、同僚の陳述及び申立人から提出された給与帳により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和52年2月21日にC社D支社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和52年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日を誤って届け出た旨認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和55年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和52年4月にB社（現在は、A社）に入社し、現在も継続して勤務している。

昭和55年9月1日にA社本社から同社C支店に異動したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、申立期間も厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び事業主の陳述により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和55年9月1日にA社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和55年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を社会保険事務所に対して納付していないと思われると回答している上、事業主が資格喪失日を昭和55年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その

結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和55年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和50年4月にB社（現在は、A社）に入社し、現在も継続して勤務している。

昭和55年9月1日にA社本社から同社C支店に異動したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、申立期間も厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び事業主の陳述により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和55年9月1日にA社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を社会保険事務所(当時)に対して納付していないと思われると回答している上、事業主が資格喪失日を昭和55年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日とし

て届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和55年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和47年4月にB社（現在は、A社）に入社し、現在も継続して勤務している。

昭和55年9月1日にA社本社から同社C支店に異動したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、申立期間も厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び事業主の陳述により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和55年9月1日にA社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和55年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を社会保険事務所に対して納付していないと思われると回答している上、事業主が資格喪失日を昭和55年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、

その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月頃から 57 年 1 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（後に、B社に名称変更）に勤務した期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する元同僚の陳述から判断すると、時期は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所となった記録が無い上、前述の元同僚は、「A社では、厚生年金保険及び健康保険がなかったため、国民健康保険に加入していた。」と陳述している。

また、A社の従業員数について、申立人及び前述の元同僚は、「事業主を含め3人だった。」と陳述していることから、同社は、当時の厚生年金保険法の規定による強制適用事業所の要件を満たしていなかったことがうかがえる。

さらに、商業登記簿の記録によると、B社は、昭和 59 年 4 月*日に解散しており、事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13293

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 26 日から 44 年 3 月 6 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録状況について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を受けた。A社に在職中に健康保険被保険者証を使用した記憶もあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が無い上、同事業所を管轄する法務局において、商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、事業主の氏名を記憶していない上、二人の同僚についても、名字のみの記憶であることから、当該同僚を特定できず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 9 月 30 日から 44 年 1 月 2 日までの期間において、B 共済組合の共済組合員であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、「申立期間当時、健康保険被保険者証を使用した記憶がある。」と主張しているところ、当該健康保険被保険者証を使用したと記憶する医療機関は、「直近 5 年分の記録しか保存していない。」と回答している上、国民健康保険の加入記録についても、C 市は、「平成 19 年以降の記録しか保存していない。」と回答していることから、申立人の主張を確認することができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月 1 日から 15 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、A社において、B職として勤務していた期間の被保険者記録が確認できなかった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写し、A社の回答及び同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 14 年 4 月 15 日から同年 10 月 14 日までの期間については、同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、「厚生年金保険の加入を希望しない者もいるため、当社では、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたわけではない。当時の賃金台帳等の資料は無いが、厚生年金保険に加入していない者から保険料を控除することはない。」旨陳述している。

また、オンライン記録において、A社で、申立期間に被保険者資格を取得している女性 29 人に照会し、13 人から回答を得たところ、そのうち申立人と同じB職であった 1 人は、「当時のA社は、人の出入りが激しく、雇用形態も様々であった。厚生年金保険に加入していないという者もいたので、全員が厚生年金保険には加入していなかったと思う。」旨陳述していることから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての者を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、A社の社会保険事務を受託している労務事務所は、「申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届等の控えを確認したが、申立人の氏名は見当たらない。厚生年金保険と雇用保険は、必ず同日で加入手続を行っている。」旨回答しているところ、申立人の同社における雇用保険の加入記

録は確認できない。

加えて、C市役所は、「申立人は、申立期間を含む平成11年2月11日から15年8月31日までの期間において、国民健康保険に加入していた。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A社（現在は、B社）には、平成 13 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日まで勤務していたので、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年 4 月 1 日となるはずなのに、同年 3 月 31 日に資格を喪失したこととなっている。

調査の上、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事異動通知書及び同社の人事担当者の陳述により、申立人が平成 13 年 3 月 31 日までA社に勤務していたことが認められる。

しかし、同僚の陳述及び当該同僚から提出された給与明細書により、A社では、毎月の厚生年金保険料を翌月の給与から控除していたことがうかがえるところ、申立人から提出された給与明細書（平成 13 年 3 月分）を見ると、前月（平成 13 年 2 月）分の保険料しか控除されていないことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、平成 13 年 4 月 1 日にA社の関連事業所であるC社において被保険者資格を取得しているところ、申立人から提出されたC社での給与明細書（平成 13 年 4 月分）を見ても、厚生年金保険料控除額の欄は空欄であることから、申立人は、申立期間に係る保険料を給与から控除されていないと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。